三　地方揮発油譲与税のうち地方揮発油譲与税法第二条に係る分
四　石油ガス譲与税
五　地方道路譲与税のうち地方税法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）による改正前の地方道路譲与税法第二条に係る分

2　平成二十一年度に限り、新指定都市の前項各号に掲げる収入の項目に係る基準税額等は、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条第二号、第四十条の二及び附則第十九条の七第一項第二号の規定にかかわらず、前項第一号及び第二号に掲げる収入の項目については収入見込額に〇・七五を乗じて得た額として総務大臣が当該都道府県知事に通知した額とし、第三号及び第四号に掲げる収入の項目については収入見込額として総務大臣が当該都道府県知事に通知した額とする。

附則第十九条の十四第五項の表都道府県の項中「平成19年」を「平成20年」に改め、同条第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　新市町村の経常態容補正の数値の合併関係市町村くの分別又はあん分は、次の各号に定めるところによる。

一　第一次産業就業者数　第四十九条第五項㈠の規定により分別又はあん分するものとする。この場合において「第一次産業就業者数、第二次産業就業者数又は第三次産業就業者数」及び「第一次産業就業者数等」とあるのは「第一次産業就業者数」と読み替えるものとする。

二　六十五歳以上人口　第四十九条第二項第十六号の規定により分別又はあん分するものとする。

附則第十九条の十五の見出し中「平成十九年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二項中「一・〇〇〇一八〇」を「〇・九九九八二一」に「一・〇〇三一〇五」を「〇・九九九三五二七」に改め、同条第三項中「一・〇〇三一〇五」を「〇・九九九三五二七」に改め、同条を附則第十九条の十六とする。

附則第十九条の十四の次に次の一条を加える。

（「地域雇用創出推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十五　法附則第六条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定方法によって、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によって調査した平成十七年十月一日現在における人口	人

2　前項の規定によって測定単位の数値を算定する場合においては、第五条第二項の規定を準用する。

3　法附則第六条の二第二項ただし書の規定に基づき行う補正は、段階補正及び経常態容補正とする。

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二に定めるところによる。

5　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式によって算定した率を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 A×0.20＋B×0.20＋C×0.20＋0.40 A×0.20、B×0.20又はC×0.20に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　平成19年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.599を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
市町村	算式 A×0.30＋B×0.30＋C×0.10＋0.30 A×0.30、B×0.30又はC×0.10に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　平成19年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.548を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　平成20年度市町村税課税状況調における総所得金額、分離長期譲渡所得金額に係る所得金額、分離短期譲渡所得金額に係る所得金額、株式等に係る譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得金額の合計額を納税義務者数で除して得た数で3.410を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） C　第一次産業就業者数を人口で除して得た数を0.023で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

6　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、それぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率による。

7　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村くの分別又はあん分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又はあん分するものとする。

8　新市町村の経常態容補正の数値の合併関係市町村くの分別又はあん分は、次の各号に定めるところによる。

一　第一次産業就業者数　第四十九条第五項㈠の規定により分別又はあん分するものとする。この場合において「第一次産業就業者数、第二次産業就業者数又は第三次産業就業者数」及び「第一次産業就業者数等」とあるのは「第一次産業就業者数」と読み替えるものとする。

二　前号以外の数値　新市町村（ただし、二回以上合併を行った場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

9　附則第十九条の十四第八項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額と附則第十九条の十四第七項の規定によって分別又はあん分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とあるのは「額、附則第十九条の十四第七項の規定によって分別又はあん分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額及び附則第十九条の十五第七項の規定によって分別又はあん分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額の合算額」とする。

附則第二十条第一項中「平成二十年度分」を「平成二十一年度分」に改め、同条第二項中「昭和39年度分」を「平成19年度分」に改め、同条第三項中「0.4」を「0.2」に、「3＋500」を「20＋500」に、「1,910」を「2,020」に改める。